

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日に会社A（以下「会社」という。）に契約社員として採用され、B市所在の同社C本館及び新館（以下「事業場」という。）においてフロント業務に従事していた。

請求人によれば、平成○年○月に新しい支配人が就任した当初から同支配人に無視され続け、同年○月○日と同年○月○日の売上の違算について支配人から納得できない叱責があり、さらに同僚からも無視されたりするなどの職場での出来事により、体調が不良になったとしている。その後、請求人は、同年○月○日に支配人及び支配人補佐から契約を更新しない旨を通告され、同年○月中旬頃からは年次有給休暇を取得し、同年○月○日に退職となった。

請求人は、平成○年○月中旬頃から不眠、外出できない、意欲消失などの症状が出現し、平成○年○月○日、Dクリニックに受診したところ、「うつ病エピソード」と診断された。同月○日には、Eクリニックに転医し「神経症性抑うつ状態」との診断を受け、同年○月○日、Fクリニックに転医し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 決定書理由第2の2の（1）のエの（キ）を次のとおり訂正する。

（キ）請求人は、監督署職員の聴取に対し、「昼と夜の休憩時間はそれぞれ2時間程度あったが、実際には電話対応とかで1時間あって良い方だ。」と述べており、仮に請求人の主張を採用すると、昼と夜の休憩時間はそれぞれ1時間ずつとなり、その合計の休憩時間は2時間と認められる。

すると、1か月の時間外労働時間数の最大値は、平成○年○月○日から同年○月○日までの間における44時間25分となる。

3 当審査会の判断

（1）請求人の精神障害発病の有無・時期について、医証及び労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会の意見書等から、平成○年○月中旬頃、ICD-10の「うつ病エピソード」を発病したものと認定した審査官の判断は、当審査会としても妥当なものと思料する。

（2）ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、

決算書別紙の記載を引用する。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、業務中に心理的負荷をもたらす様々な出来事があった旨を主張するが、その内容について精査すると、精神障害発病のおおむね6か月間の業務上の出来事としては、①会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをしたこと、②非正規社員としての契約期間が満了する時期が迫ったこと、③同僚とのトラブルがあったこと、④上司とのトラブルがあったことの4点を挙げているものと認められる。当審査会においては、各出来事について、その経緯と内容を慎重に検討したが、決定書理由第2の2の(2)のアからエに説示されているとおり、いずれの出来事も認定基準に基づく業務による心理的負荷の程度が「強」に至るものではなく、全体評価においても「強」とは判断できないものである。

(4) 請求人の業務以外の心理的負荷となる出来事及び個体側要因については、特に取り上げるべき事情は見当たらない。

(5) なお、請求人らは、公開審理において、上記のとおり主張するも、その内容は、事実の認定を争うもの又は本件に沿った個別具体的な主張ではなく、かつ、請求人に発病した「うつ病エピソード」が業務上の事由により発病したか否かを検討するに当たり直接関係するものでもなく、いずれについても決定書理由第2の2の(2)のアからエまでの判断を妥当とする当審査会の上記判断を左右するに足りるものではない。

また、その他の請求人らの主張についても、子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものを見出せなかった。

(6) 以上のとおりであるので、請求人に発病した精神障害を業務上の事由によるものと認めることはできない。

4 したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。